

養護老人ホーム施設長
特別養護老人ホーム施設長
軽費老人ホーム施設長
指定介護老人福祉施設管理者
介護老人保健施設管理者
指定介護療養型医療施設管理者
指定居宅サービス事業管理者
指定介護予防サービス事業管理者

殿

沖縄県福祉保健部長
(公印省略)

介護保険施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により介護保険法等の一部が改正され、これまで国の省令において一律に定められていた介護保険施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を地方公共団体の条例で定めることとなりました。

県では、下記1の条例及び施行規則を制定し、平成25年4月1日から施行しています。

当該条例において、県が独自に定めた基準は下記2のとおり、条例等の解釈及び運用は下記3のとおりとなりますので、今後は県条例等を遵守の上、適切な運営を行うようお願いいたします。

記

1. 制定した条例、規則

区分	県条例・規則	条例等番号
養護	沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（施行規則）	平成24年条例第79号 (平成25年規則第44号)
特養	沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（施行規則）	平成24年条例第80号 (平成25年規則第45号)
軽費	沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（施行規則）	平成24年条例第81号 (平成25年規則第46号)
老福	沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（施行規則）	平成24年条例第82号 (平成25年規則第47号)
老健	沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（施行規則）	平成24年条例第83号 (平成25年規則第48号)
介護療養	沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（施行規則）	平成24年条例第84号 (平成25年規則第49号)
居宅サービス	沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（施行規則）	平成25年条例第23号 (平成25年規則第50号)
介護予防サービス	沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（施行規則）	平成25年条例第24号 (平成25年規則第51号)

2. 県条例において規定した独自の基準

- (1) 研修受講のための環境整備（全サービス）
介護サービス事業者は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。
- (2) 第三者による評価（養護、軽費老人ホームを除くサービス）
介護サービス事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。
- (3) 非常災害対策（施設系サービス）
介護保険施設等は、非常災害に備えるため、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。
- (4) 居室の定員（指定介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム）
一の居室の定員は、1人とする。ただし、知事が特別な事情があると認めたときは、4人以下とすることができる。

3. 条例等の解釈及び運用

条例等の解釈及び運用については、県が独自に定めた基準等の解釈及び運用（別紙）を除き、対応する国解釈通知に準ずるものとする。

区分	国 解 釈 通 知	通知番号
養護	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について	平12.3.30老発307号
特養	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について	平12.3.17老発214号
軽費	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について	平20.5.30老発0530002号
老福	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について	平12.3.17老企43号
老健	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について	平12.3.17老企44号
介護療養	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について	平12.3.17老企45号
居宅・ 介護予防 サービス	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について	平11.9.17老企25号

4. 経過措置等

- (1) 特定施設入居者生活介護事業所における生活相談員の資格要件は、平成25年7月1日から適用する。平成25年7月1日以前から当該施設において生活相談員の職にあるものには適用しない。
- (2) 通所介護及び通所リハビリテーション事業所における便所の設置に関する規定は、本通知の発出の際、現に通所介護及び通所リハビリテーション事業の用に供されている施設には適用しない。
- (3) 「別居親族による訪問介護の提供について（平成15年6月4日福長第815号/長寿社会対策室長通知）」は廃止する。
- (4) 「生活相談員の資格要件の変更について（平成22年6月28日福高第508号/高齢者福祉介護課長通知）」は廃止する。

5. その他

沖縄県条例等の詳細については、沖縄県高齢者福祉介護課ホームページに掲載しています。

(別紙) 県が独自に定めた基準等の解釈及び運用

(1) 研修受講のための環境整備（全サービス）

個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。

(2) 第三者による評価（養護、軽費老人ホームを除くサービス）

質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。

(3) 非常災害対策（施設系サービス）

非常災害時には、交通インフラの寸断などにより物資の調達が困難になることが想定される。自力で避難することが困難な高齢者の入所系施設においては、利用者が施設内に取り残されることも想定されることから、食料、飲料水等の非常用食料等を備蓄することを努力義務とする規定を追加したものである。

(4) 居室の定員（介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム）

居室の形態については、ユニット型個室を原則とするが、利用者の多様なニーズへの対応及び利用者費用負担等に配慮し、特別な事情があると認められる場合には、一の居室の利用定員を「4人以下」とすることができることを規定したものである。

既存施設の改築等を行う場合には、現に入所している者の意向に留意すること。

(5) 便所の設置（通所介護、通所リハビリテーション）

通所介護及び通所リハビリテーション事業所に設置する便所については、利用定員に応じた適当数を設けるとともに、要介護者等が使用するのに適したものとすること。

(6) 生活相談員の資格要件（介護老人福祉施設、通所介護、短期入所生活介護）

生活相談員の資格要件については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平11.3.31厚生省令第46号）第5条第2項に準じ、

- ① 社会福祉士
- ② 社会福祉主事任用資格
- ③ 精神保健福祉士
- ④ その他、これらと同等の資格を有すると認められる者

とすることが国解釈通知（平11.9.17老企25号）において規定されている。

本県においては、④に規定される者を、

- ④-1 介護福祉士
- ④-2 介護支援専門員

の資格を有する者とする。

(7) 生活相談員の資格要件（特定施設入居者生活介護）

特定施設入居者生活介護における生活相談員の資格要件については、介護老人福祉施設等における生活相談員の資格要件に準ずるものとする。

(8) 別居親族による訪問介護の提供（訪問介護）

別居親族による訪問介護の提供については、家族介護との区別がつきにくいこと、外部の者の目が届きにくいことからくるサービスの質の低下に繋がること懸念されることから、特別の理由がある場合を除き、原則として認めないものとする。

特別の理由があるものとして別居親族による訪問介護の提供を行う必要がある場合には、要介護者等の居住地を管轄する保険者と事前に調整を行うこと。